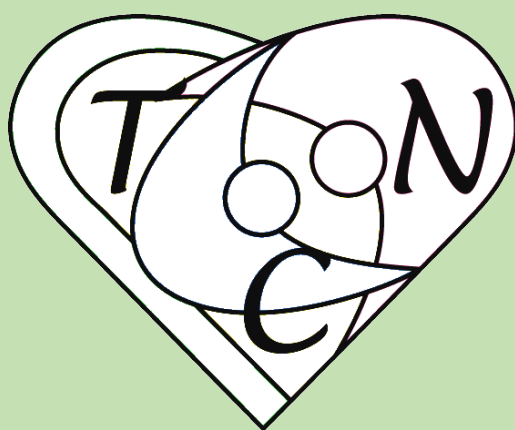


第1回
学校評価報告書



豊田地域看護専門学校

目 次

I 学校教育理念・教育目的

- 1. 学校の沿革 設置目的 1
- 2. 教育理念 1
- 3. 教育目的 2

II 教育目標・教育方針

- 1. 教育目標 2
- 2. 教育方針 3
- 3. 教育概念枠組み 3

III 教育課程

- 1. 教育課程の枠組み 5
- 2. 教育計画 6
- 3. 単位の履修方法について 8
- 4. 単位認定 9
- 5. 臨地実習 9
- 6. 学校行事・教科外活動 10

IV 教授・学習・評価過程

- 1. 授業内容と教育課程との一貫性 11
- 2. 授業の展開過程 11
- 3. 目標達成の評価 11
- 4. 学習への動機づけと支援 11

V 経営・管理

- 1. 組織体制 12
- 2. 財政基盤 13
- 3. 施設設備 14
- 4. 学校生活の支援 15
- 5. 本校に関する情報提供 15
- 6. 自己点検・自己評価体制 15

VI 入学

1. 受験状況	15
2. 入学生の状況	16
3. 学生定員確保に向けた取り組み	16
4. 学生の在籍状況	16

VII 卒業・就業・進学

1. 卒業生の状況	17
2. 進路指導体制	17
3. 就職状況	17
4. 進学状況	18
5. 国家試験結果	18

VIII 地域交流 国際交流

1. ボランティア参加状況	18
2. 海外研修	18

IX 自己点検・自己評価

1. 自己点検・自己評価表	19
---------------------	----

<外部評価者の講評>

評価者：井野 晶夫	25
評価者：杉本 吉行	26

I 学校教育理念・教育目的

1 学校の沿革 設置目的

- 1970年 4月 旧市立図書館跡に豊田加茂医師会准看護婦学校開校。(豊田市喜多町)
- 1975年 3月 豊田医師会館の新築移転とともに同地に移転。(豊田市西山町)
- 1978年 4月 豊田加茂医師会准看護婦学校の設置者変更。
豊田加茂医師会から財団法人豊田地域医療センターへ移管し
豊田地域医療センター附属准看護婦学校と名称変更。
- 1980年 3月 豊田地域看護専門学校2年課程定時制新設に伴う、校舎の増改築
完了。(3階部分の増築など)
- 1980年 4月 豊田地域看護専門学校(医療専門課程看護科)開校。
- 1984年 4月 両校を統合し、豊田地域看護専門学校(医療高等課程准看護科・
医療専門課程看護科)と校名変更する。
- 2002年 3月 豊田地域看護専門学校医療高等課程准看護科の廃止。
- 2003年 4月 豊田地域看護専門学校新校舎完成、現在地に移転。
豊田地域看護専門学校の3年課程全日制に課程変更。

豊田地域医療センターは、地域に不足する保健・医療・福祉の分野を充足するために、豊田市が財団法人として設置した施設である。豊田地域看護専門学校は、設置主体である豊田地域医療センターの理念である「医療・保健・福祉を通して、地域のみなさまの生命を守り、健康で生きがいのある生活を支援する」に対し、地域に根ざして保健・医療・福祉に関わる看護の実践者と医療・看護水準の向上に寄与することのできる良質の看護師を育成する役割を担う。

2 教育理念

本校は、慈しみの精神を基盤にして、より広く深い知性を追求し、主体的に学ぶ社会人として心身の調和のとれた看護師教育を目指している。

さらに、地域に根ざした人々の健康生活と看護水準と医療・保健・福祉の向上を支援することができる看護実践者の育成をめざしている。

本校の教育は建学以来、「慈」の精神に則り、豊かな人間性を培いより広く深い知性を追求し、主体的に学ぶ姿勢を大切にして、心身の調和の取れた社会人としての人間形成を目指すものである。看護は生命の尊厳と人間尊重を基盤に、あらゆる場において、あらゆる人々の健康の保持増進、疾病の回復、苦痛の緩和、そして生命の誕生と安らかな死へと関わる。ゆえに倫理に基づいた行動と科学的思考を養い、看護の対象を全人的に捉え共感的態度で援助できる、専門職業人としての成長を支援する。

そして保健・医療・福祉チームの一員として自覚と責任を果たそうとする意欲を持ち、変化する社会に対応して継続的に学習する姿勢と、看護の水準と地域の保健・医療・福祉の向上に寄与することができる人材の育成を目指す。本校は設置体、豊田地域医療センターが目指す医療を果たすべく、地域の保健・医療・福祉の連携一体化を図り、人々が住み慣れた地域で、自分らしく充実した生活を送れ、自立を基本とした温かい援助ができる看護の実践者の育成をする。

3. 教育目的

本校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神に則り、学校教育法（昭和22年法律第26号）並びに保健師助産師看護師法（昭和23年法律203号）の規定に従い、看護師になろうとする者に対して必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献できる者を育成することを目的とする。

II 教育目標・教育方針

1. 教育目標

2018年度から2020年度までの第7期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、「つながり・支え合い・いつまでも明るく生きるまち」をめざす姿として、高齢者保健福祉に関する施策や介護保険事業について検討され、その実現に向けて「地域共生の推進」をスローガンに、分野の縦割りや支える側・支えられる側という画一的な関係性を越えて、高齢者、障がい者、子どもも含め地域のあらゆる住民が役割を担い、支え合いながら、様々な福祉サービスと共働して、自分らしく活躍でき助け合っ暮らすことのできる社会づくりに取り組む計画となっている。

その豊田市において本校の設置主体である公益財団法人豊田地域医療センターは、地域共生社会システムの構築を目指し、医療と介護環境の充実を図るために、在宅医療推進の拠点と必要人材の育成、市民・専門職への在宅療養に関する啓発・支援を中心に、益々大きな役割が期待されている。

2019年度から2021年度までの第IV期中期経営計画の基本方針として、「コミュニティホスピタル」という新しい病院像の確立に向け、地域への貢献のあり方を検討し、人々が集い交流する開かれた病院の実現を目指すものとした。

そして、本校は地域の保健・医療・福祉に貢献する良質な看護師を養成する役割を担うため、次に示す6つの教育目標を掲げる。

1. 看護は人間を対象としているため、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する。
2. 健康の状態と環境は深い繋がりがあるため、人間の健康を自然・社会・文化的環境との相互作用の観点から理解する。
3. 社会情勢の変化・医療技術の発達に適応できるように、最新の知識・技術を自ら学び続け、生涯にわたり主体的に看護を探究する態度を培う。
4. 看護の対象の健康上の問題を解決するため、科学的根拠に基づいた看護が実践できる基礎的知識と技術水準に応じた看護技術を身につける。
5. 生命の尊厳と人間としての権利を尊重し、専門職業人としての共感的態度および倫理に基づいた看護が実践できるよう、「慈」の精神を基盤とした感性豊かな人間性を培う。
6. 保健・医療・福祉チームの一員として看護の専門性が発揮できるよう看護のみならず他職種役割を理解し、倫理的、社会的責任と、義務を自覚した調整的態度を身につける。

2. 教育方針

教育目標から教育方針として、次の6つを設定した。

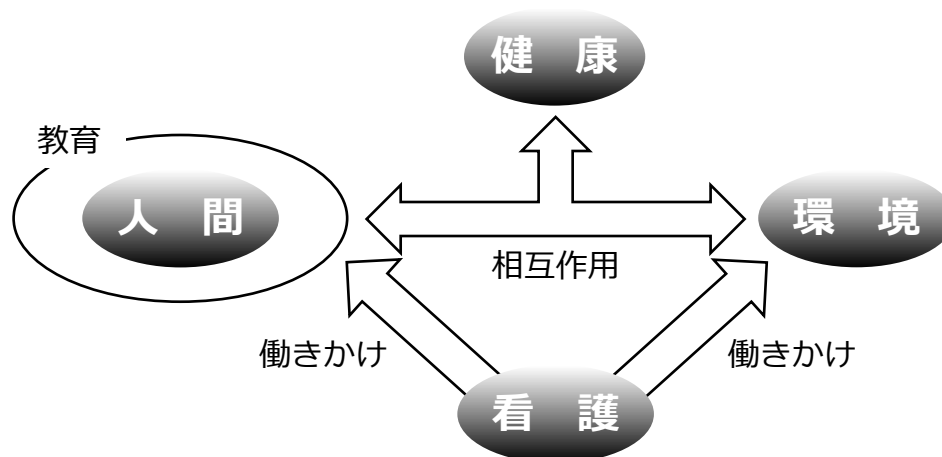
教育方針

1. 学生が「看護」を自己のライフワークとして自覚していけるように看護観を培い、看護の意義とその役割を明確にする
2. 少人数制による演習を可能な限り取り入れ、学生が本来持つ自由な発想と主体的な行動力を育成する
3. 海外の看護・看護教育に関心を抱かせるとともに、地域の国際交流協会が行う保健活動やボランティア等に進んで参加し、異文化の看護の対象の保健・医療・福祉活動に自然に参加できる姿勢を育てていく
4. スポーツを取り入れた健康管理を教授し、学生自らが心身の健全な発達の留意と学外での地域文化を活用し学生の感性に働きかけることで、人間性豊かで頼もしい看護師の育成を目指す
5. 学校生活や授業を通し看護師としての倫理、人権尊重、社会人としての基本的モラルを育成する
6. 看護技術の水準を明確にし、科学的根拠をもった看護技術の習得を目指す

令和元年度に教育理念、教育目的、教育目標の一貫性の検討を行い、年次到達目標及び、行動目標の見直しを行い、それぞれの項目を4段階評価で示した。評価の時期として、前期、年度末に評価点数を評点で示し総括している。

3. 基本概念枠組み

人間は日常の生活を通して、最良の健康を目指している。環境は、人間の成長・発達に影響を与え、人間の健康は、人間と環境の相互作用の結果である。看護は人間と環境に働きかけ、対象の生活を整えるよう援助する。教育は、人間を取り巻く環境の1つであり、人間そのものに働きかけ、人間形成に寄与する。



基本概念

人間	<ul style="list-style-type: none"> ・人間は、生涯にわたって成長、発達し続ける。 ・人間は、身体的、精神的、社会的側面を持つ統合体である。 ・人間は、唯一無二のかけがいのない存在であり、独自の信念・価値観・尊厳をもって生きている。 ・人間は、人との相互関係の中で社会生活を営む。
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・環境は、人間を取り巻くすべてであり、人間も環境の一部である。 ・人間の内部環境とは、生体内の様々な機能の恒常性であり、外部環境は自然・社会・文化的環境である。 ・人間は、環境と相互に影響しあいながら適応できるように行動する。 ・環境と人間とは、常に相互作用しあい、人間の健康や成長発達に影響を及ぼすものである。
健康	<ul style="list-style-type: none"> ・健康とは、単に疾病があるかないかに限らず、身体的・精神的・社会的にバランスがとれた状態であり、個人の価値観によって異なる。 ・健康とは、自己の持つ能力が十分に発揮できる状態である。 ・健康の状態は、人間と環境の相互作用によって刻一刻と変化する。 ・健康は、社会的・文化的環境によって影響される。
看護	<ul style="list-style-type: none"> ・看護は、個人・家族・集団・地域を対象とする。 ・看護は、尊厳と権利の擁護に基づいて行われる。 ・看護は、対象との人間関係を基盤とし、相互作用によって実践される。 ・看護は、対象が持っている能力を最大限に引き出し、その人らしい生活を支援する ・看護は、専門的知識と科学的根拠に基づく技術を提供する。 ・看護は、対象の生活を支えるために、保健・医療・福祉チームの機能が発揮できるようにコーディネートする。
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の主体者は学習者である ・教育とは学習者と教授者が相互関係の中でともに成長・発達していく過程である ・教育とは豊かな人間性を培い、調和のとれた社会人としての成長を支える

平成31年度、ワーキンググループを立ち上げ、本校の教育目的、教育目標、教育方針との関連を検討し当校設立時の基本概念を基盤に4大概念を見直した

Ⅲ 教育課程

1. 教育課程の枠組み

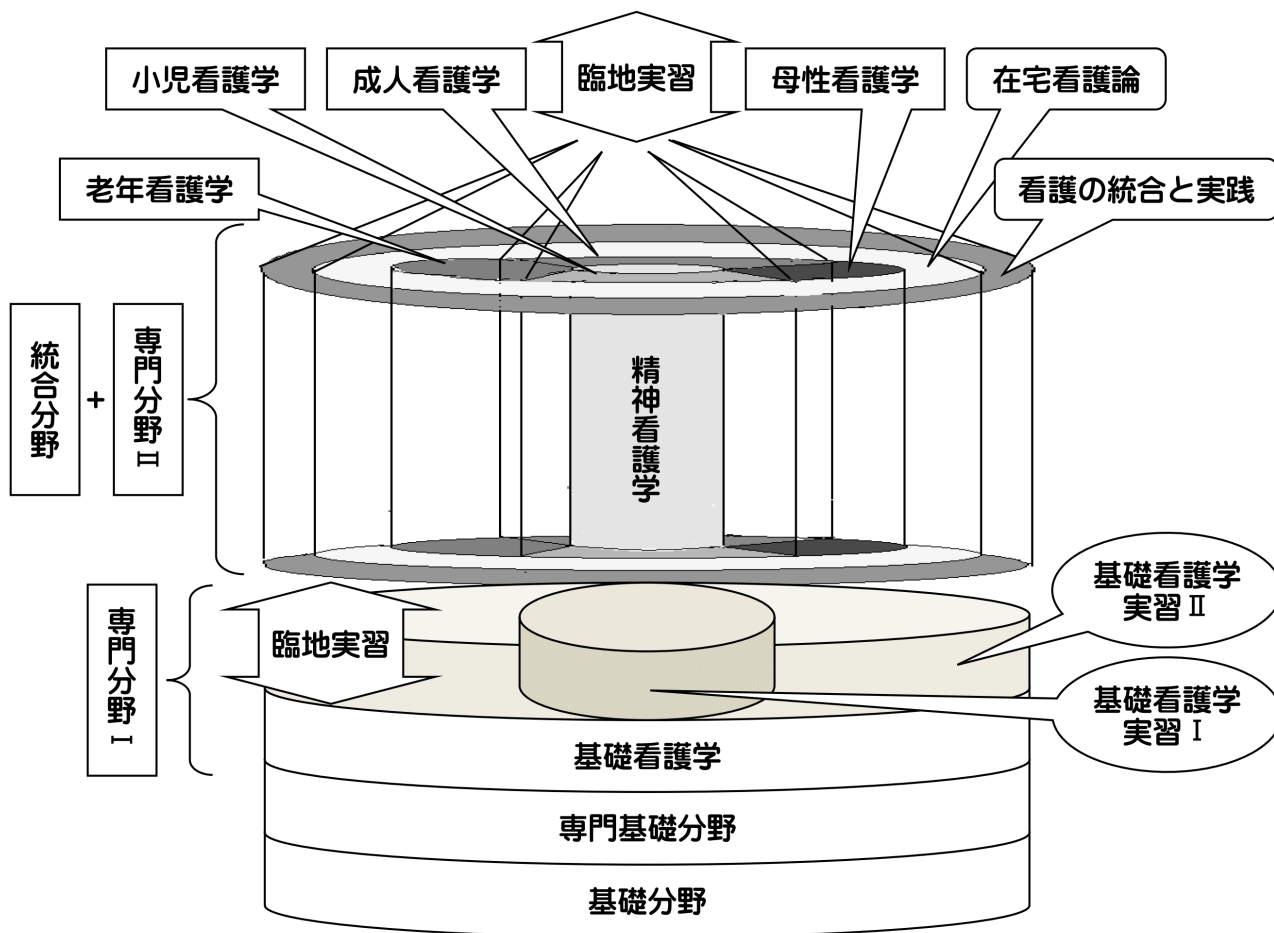
基礎分野は専門基礎分野や専門分野の基礎となるよう配慮し、専門分野Ⅰでは各看護学および在宅看護論の基盤となる内容とした。さらに、専門分野Ⅱでは臨床実践力が向上するよう単純なものから複雑なものへ、また一般から個別性へと学習が段階的に深まるよう進めた。そして、看護の統合と実践では専門分野での実習を踏まえより実務に即した内容を考慮した。

つまり、基礎分野は、科学的思考力やコミュニケーション能力を高め「人間とは何か」「生命とは何か」といった人間の本質を踏まえ、人間と社会を幅広く理解するための分野として位置付けた。さらに、人権を意識して人間を統合的に捉える内容とした。専門基礎分野は、健康に関わる現実的な諸問題の解決に必要な知識を身に付け、科学的な根拠に基づいた看護実践ができることを目的として位置付けた。

専門分野Ⅰでは、専門分野を発展させる土台とし基礎看護学を位置付けた。各看護学および在宅看護論の基盤となる看護の理論や基礎的技術を学び、看護実践者としての倫理的な判断をする基礎的能力を養うことを目的とした。

専門分野Ⅱでは、看護の対象とその特性、目的および役割を理解し、それぞれの対象に応じた看護実践者として必要な基礎的知識・技術・課題解決能力を養うことを目的とした。対象の異なる小児看護学・成人看護学・老年看護学・母性看護学の4つの看護学を組み立て、各看護学の専門性を並列にした。精神看護学は、対象である人間理解の中核を成す「こころ」に関わることからその中心に位置づけた。また、在宅看護論・看護の統合と実践は、全てのライフサイクルに関わることから、各看護学に関連させた外周の位置とした。専門分野Ⅰの臨地実習は専門分野Ⅱの基盤に位置付けた。専門分野Ⅱや統合分野の臨地実習は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ・Ⅱ、統合分野の知識、技術を実際の場面で実践的に看護を展開することから、各看護学の頂点に位置付けた。

学校行事・教科外活動は教科と統合することで「慈しみ」の精神を基盤とした感性豊かな人間性を培うという観点および主体的に行動するという自律した人間形成の点から教育上に大きな意味を持たせた。



教育課程の構造図

2. 教育計画

教育課程 (科目、単位数、時間数)

No. 1

分野	科目	単位	時間	1年次				2年次				3年次				
				前期		後期		前期		後期		前期		後期		
				単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	
基礎分野	科学的思考の基盤	論理学	1	30					1	30						
		看護に生かす物理学	1	30	1	30										
		情報科学	1	30			1	30								
		スポーツと健康	1	30							1	30				
		小計	4	120	1	30	1	30	1	30	1	30				
	人間と生活・社会の理解	心理学	1	30	1	30										
		教育学	1	30	1	30										
		家族社会学	1	30	1	30										
		コミュニケーション論Ⅰ	1	30	1	30										
		コミュニケーション論Ⅱ	1	15			1	15								
		外国語Ⅰ(英語)	1	30					1	30						
		外国語Ⅱ(英会話)	1	15							1	15				
		人間関係論	1	30			1	30								
		倫理学	1	30	1	30										
	小計	9	240	5	150	2	45	1	30	1	15					
	計		13	360	6	180	3	75	2	60	2	45				
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能・総論	1	15	1	15										
		人体の構造と機能Ⅰ	1	30	1	30										
		人体の構造と機能Ⅱ	1	15	1	15										
		人体の構造と機能Ⅲ	1	30	1	30										
		人体の構造と機能Ⅳ	1	30			1	30								
		代謝学	1	30	1	30										
		栄養学	1	30			1	30								
		小計	7	180	5	120	2	60								
	疾病の回復の成り立ちと促進	病因論	1	30	1	30										
		薬理学	1	30			1	30								
		健康障害と治療Ⅰ	1	30			1	30								
		健康障害と治療Ⅱ	1	30			1	30								
		健康障害と治療Ⅲ	1	30			1	30								
		健康障害と治療Ⅳ	1	30					1	30						
		健康障害と治療Ⅴ	1	30					1	30						
		微生物学	1	30	1	30										
小計	8	240	2	60	4	120	2	60								
社会保健支援と制度	疫学	1	15							1	15					
	保健行政論	1	15							1	15					
	社会福祉概論	2	30					2	30							
	総合医療論	1	15	1	15											
	看護と法律	1	15										1	15		
	小計	6	90	1	15			2	30	2	30		1	15		
計		21	510	8	195	6	180	4	90	2	30		1	15		
専門分野Ⅰ	基礎看護学	基礎看護学概論	1	30	1	30										
		共通基本技術Ⅰ	1	30	1	30										
		共通基本技術Ⅱ	1	30			1	30								
		共通基本技術Ⅲ	1	15			1	15								
		日常生活援助技術Ⅰ	1	30	1	30										
		日常生活援助技術Ⅱ	1	30			1	30								
		日常生活援助技術Ⅲ	1	30			1	30								
		診療補助技術Ⅰ	1	15			1	15								
		診療補助技術Ⅱ	1	30			1	30								
		看護実践の展開	1	30			1	30								
		看護研究	1	30								1	30			
		小計	11	300	3	90	7	180					1	30		
		基礎看護学実習Ⅰ	1	45			1	45								
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90							2	90				
小計	3	135			1	45			2	90						
計		14	435	3	90	8	225			2	90	1	30			

分野	科目	単位	時間	1年次				2年次				3年次						
				前期		後期		前期		後期		前期		後期				
				単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間			
専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	1	30			1	30										
	成人看護学方法論Ⅰ	1	30			1	30											
	成人看護学方法論Ⅱ	1	30					1	30									
	成人看護学方法論Ⅲ	1	30					1	30									
	成人看護学方法論Ⅳ	1	30							1	30							
	成人看護実践の展開	1	30					1	30									
	小計	6	180			2	60	3	90	1	30							
	老年看護学	老年看護学概論	1	30			1	30										
	老年看護学方法論Ⅰ	1	30					1	30									
	老年看護学方法論Ⅱ	1	30							1	30							
	老年看護実践の展開	1	15							1	15							
	小計	4	105			1	30	1	30	2	45							
	小児看護学	小児看護学概論	1	30			1	30										
	小児看護学方法論Ⅰ	1	15					1	15									
	小児看護学方法論Ⅱ	1	30					1	30									
	小児看護実践の展開	1	30							1	30							
	小計	4	105			1	30	2	45	1	30							
	母性看護学	母性看護学概論	1	30					1	30								
	母性看護学方法論Ⅰ	1	30					1	30									
	母性看護学方法論Ⅱ	1	15					1	15									
	母性看護実践の展開	1	30							1	30							
小計	4	105					3	75	1	30								
精神看護学	精神看護学概論	1	30			1	30											
精神看護学方法論Ⅰ	1	15					1	15										
精神看護学方法論Ⅱ	1	30					1	30										
精神看護実践の展開	1	30							1	30								
小計	4	105			1	30	2	45	1	30								
臨地実習	成人看護学実習Ⅰ	2	90									2	90					
	成人看護学実習Ⅱ	2	90									2	90					
	成人看護学実習Ⅲ	2	90							2	90							
	老年看護学実習Ⅰ	2	90							2	90							
	老年看護学実習Ⅱ	2	90									2	90					
	小児看護学実習	2	90									2	90					
	母性看護学実習	2	90											2	90			
	精神看護学実習	2	90							2	90							
小計	16	720							6	270	8	360	2	90				
計	38	1,320			5	150	11	285	12	435	8	360	2	90				
統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	1	30					1	30								
	在宅看護方法論Ⅰ	1	30					1	30									
	在宅看護方法論Ⅱ	1	30							1	30							
	在宅看護実践の展開	1	15							1	15							
	小計	4	105					2	60	2	45							
	看護と実践の統合	看護管理	1	15								1	15					
	医療安全	1	30					1	30									
	災害看護	1	30							1	30							
	臨床看護総論	1	30											1	30			
	小計	4	105					1	30	1	30	1	15	1	30			
臨地実習	在宅看護論実習	2	90											2	90			
統合実習	2	90												2	90			
小計	4	180												4	180			
計	12	390					3	90	3	75	1	15	5	210				
各期合計	98	3,015	17	465	22	630	20	525	21	675	10	405	8	315				
各学年合計	98	3,015	39単位	1,095時間			41単位	1,200時間			18単位	720時間						
学校行事・教科外活動	256時間		70時間				66時間			120時間								
各学年合計時間	3,271時間		1,165時間				1,266時間			840時間								

3. 単位の履修方法について

単位の履修方法、履修認定は、学則第12条から第14条、学則施行細則第6条、第7条、履修規程で定められている。履修規程第9条に教育効果を高めるために、先修制を採用する科目として、基礎看護学実習Ⅰの単位認定がなければ、基礎看護学実習Ⅱは履修できず、基礎看護学実習Ⅱの単位認定がなければ、専門領域の臨地実習は履修できないとしている。

学則抜粋

(科目及び単位数、時間数)

第12条 本校の科目及び単位数は別表のとおりとする。

2 各科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。
- (3) 臨地実習は、45時間をもって1単位とする。

(成績評価及び履修認定)

第13条 科目の成績評価は、学科試験、実習評価等を総合して、各講師が行う。

2 前項の評価は、優、良、可及び不可をもって表示し、学校長は運営委員会の審議を経て、優、良及び可を合格として、科目の履修認定を行う。

(既修得単位の認定)

第14条 放送大学又はその他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は次の各号に掲げる資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表第3に規定する教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校において修得したものとして認定することができる。

- (1) 歯科衛生士
- (2) 診療放射線技師
- (3) 臨床検査技師
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 視能訓練士
- (7) 臨床工学技士
- (8) 義肢装具士
- (9) 救急救命士
- (10) 言語聴覚士

2 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号の規定に該当する者が、新たに1年次に入学した場合におけるその者の既に修得した科目の単位については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当すると認められる場合には、本校において修得したものとして認定することができる。

3 前2項の規定による単位の認定は、運営委員会の審議を経て、学校長が行う。

学則施行細則抜粋

(試験及び成績評価)

第6条 学科試験及び実習評価は、履修規程で定めるものとする。

(既修得単位の認定)

第7条 学則第14条第1項及び第2項の規定に基づく単位の認定を受けようとする者は、成績証明書等修得単位を証明する書面を、学校長に提出しなければならない。

2 前項の認定は、別に定める運営委員会の審査を経て学校長が行う。

履修規程抜粋

(履修順序)

第9条 教育効果を高めるために、先修制を採用する科目は次の各号のとおりとする。

(1) 「基礎看護学実習Ⅰ」の単位認定がなければ、「基礎看護学実習Ⅱ」は履修できない。

(2) 「基礎看護学実習Ⅱ」の単位認定がなければ、他の専門領域の臨地実習は履修できない。

2 先修制の資格消失を決定するには、当該学生の成績を踏まえ、教務会議で協議し、運営委員会の審議を得て決定する。

3 2年次以降においては、未修得の低年次配当の科目があれば、学修効果を考慮し、それらの科目を優先して履修する。

4. 単位認定

単位認定については、学生便覧に明記し、学生に周知している。

各科目終了時に成績評価を各講師、教員が行い、運営委員会の審議を経て承認される。

5. 臨地実習

各年次の臨地実習開始前には、病院側と実習打ち合わせ会を行い、前年度の総括と実習要綱を基に実習の説明を行い指導者との共有をはかっている。

学内においては、定期的に実習検討会を行い実習到達の共有をはかっている。学生に対しては、臨地実習についての全体実習オリエンテーションを行い、各領域実習直前にも倫理面、安全面の指導を行っている。インシデント・アクシデントレポートについては、平成31年度に見直し報告記録様式を変更した。その集計を分析し学生の安全対策への意識を高めている。

6. 学校行事・教科外活動

		ねらい・内容		時期	時間			
					1年次	2年次	3年次	
行事	入学式	1年次	本校の学生であることの認定と看護学生としての自覚を促す。	4月	4	4	4	
		2・3年次	年次の学生としての自覚を持つ。					
	健康診断・健康管理	自分の健康状態を知り、健康管理への関心を高める。	4月	4	4	4		
	消防・防災訓練(集団救急)	火災や災害時の安全な対処行動を学ぶ。常に防災意識をもち、事故防止に努める。	4月	2	2	2		
	戴灯式	厳粛に自らをみつめ、看護師になることの自覚を高める。看護観を表明する機会とする。	11月	10	2	2		
卒業式	看護基礎教育課程の終了を認定し、看護者としての出発点とする。	3月	4	4	6			
教科外活動	入学・学年オリエンテーション	1年次	理念や概要および学則を知り、本校の学生としての心構えをもつ。	4月	12	4	4	
		2・3年次	本年度の目標を明確にする。					
	クラス運営	集団としてのクラスが円滑かつ健全であるよう討議を交えて協同する。		10	10	10		
	安全教育	交通事故防止と対策、ヒューマンエラーの防止に対する認識を高める。	4月	2	2	2		
	海外研修	海外の医療事情・看護事情に触れることにより視野を広げるとともに、研修までの一連の過程、また集団の活動を通して、自己をみつめ、創造性・協調性を養う。	4月			30		
	学術集会や健康関連集会	保健・医療・福祉の分野での学術集会や健康教育活動に参加し、専門領域に興味関心を持つ		4	4	4		
	ボランティア活動	地域社会や病院のボランティアを通して、健康に興味関心をもち、看護を学ぶ学生としての自覚をもって行動する。	1年次	ボランティアに興味関心を持つ		4	4	4
			2年次	ボランティアの要請に対応する				
			3年次	自ら進んでボランティア活動を実践する				
	特別講義	最新の医療や看護に対する知識を深める。	7月	4	4	4		
		自らを向上させるとともに、看護を学ぶことに誇りを持ち、看護観を深める機会とする。	12月	2	2	2		
	ケースレポート発表会	1年次	発表会に参加し、看護の役割を知る。	8月	2	4	8	
		2年次	発表を聴講し、看護の必要性や意義を理解し基礎看護学実習に活かす。発表に対する質問の仕方を学ぶ。					
3年次		看護を振り返る過程を通して自らの看護観を確認する機会とする。また、研究的態度を身につける。						
医療機関説明会・進路ガイダンス	進路(就職・進学)のための情報を収集し、自己決定する。	4月		4	4			
自己学習・模擬試験(国家試験対策)	学習レベルの自覚と主体的学習姿勢を確立する。		6	12	30			
小計					70	66	120	
計					256			

本校の教育理念のもとに講義や実習だけでは学習できない実践的な活動や行事をとおして、感性や主体的な行動を育み人間としての成長を促す目的で位置づけ実践している。

IV 教授・学習・評価課程

1. 授業内容と教育課程との一貫性

授業内容は、教育理念、教育目標との関連をもって構成している。授業内容については、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに基づき、科目ごとに目標を設定しシラバスを学生に示している。平成31年度は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野のシラバス内容と現状の授業内容についての見直しを行った。今後は、本校の教育内容との妥当性、一貫性、整合性を評価し、新カリキュラムに向けて反映できるようにしていく。

2. 授業の展開過程

1年生入学時に3年間のシラバスを配布している。また各年度始めにシラバスの追加、修正については具体的に説明している。授業の開始時には、科目担当者からシラバスを提示し、科目の内容に合わせて、講義、演習を効果的に実施できるように計画し、学習の動機づけになるように取り組んでいる。

看護技術における学内演習では、必要人数を担当者が出し時間割担当教員が人員調整をしている。内容については、事前に科目担当者を中心に具体的な打ち合わせを行っている。また専門基礎分野、専門分野の担当科目は、専門領域の講師を依頼しより専門性の高い講義、演習となる教育内容にしている。

3. 目標達成への評価

成績の評価については、シラバスに客観的な評価基準を示し、学生の合意のもと評価している。また専任教員の科目においては学生から科目終了時に授業評価を実施している。その結果は各教員の自己評価と合わせリフレクションし、次の講義、演習の改善に活用している。平成31年度は、客観的な授業における教員の自己評価の実施について検討をした。令和2年度から教員各自の教授活動の自己評価を実践して行く方針である。

4. 学習への動機づけと支援

学生便覧、シラバス、実習要綱はそれぞれ冊子にして1年次に配布し、学生が主体的に行動できるように提示している。学年ごとに年度始めに学年オリエンテーションを設け、学年目標にそって学習支援、生活支援の計画を立案し実施している。その内容を前期、後期で評価をしている。

V 経営・管理

1. 組織体制

本校の組織体制は学則7条に規定している。平成31年度の職員数は以下のとおりである。

学校長	副学校長	事務長 (病院事務長兼務)	専任教員				司書	事務員		合計
			教務科長	科長補佐	主任	教員		主幹	事務員	
1	1	1	1	2	2	7	(1)	1	1	17(1)

※ () 内の数字は臨時雇用職員数

学則抜粋

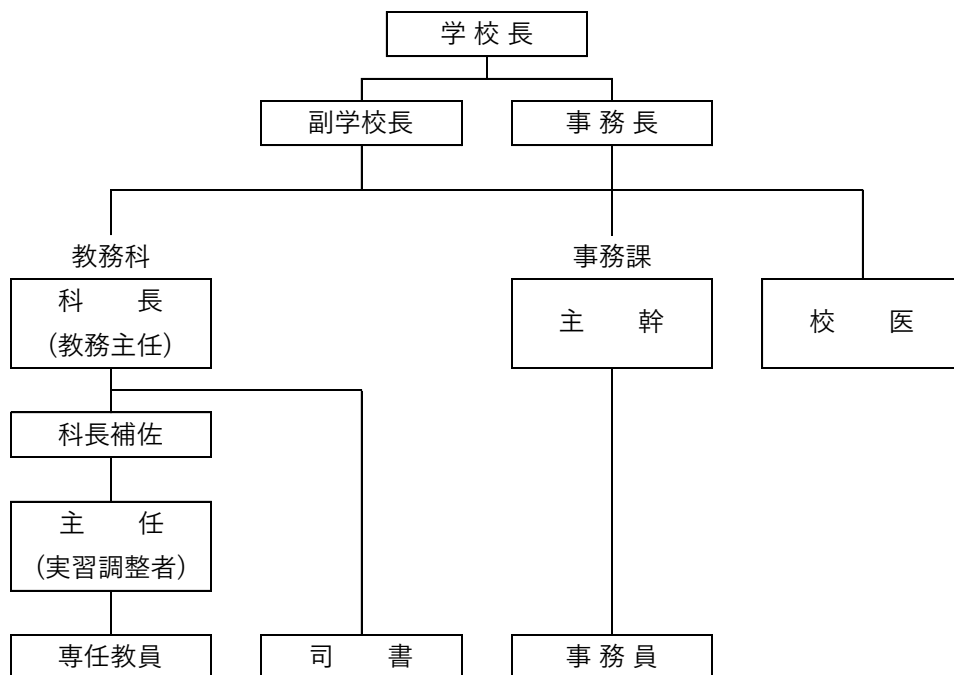
(職員の構成)

第7条 本校に次の職員を置く。

- (1) 学校長 1名
- (2) 副学校長 1名
- (3) 事務長 1名
- (4) 専任教員 11名以上14名以内(科長、主幹、科長補佐及び主任を含む。)
- (5) 講師 32名以上
- (6) 司書 1名
- (7) 事務職員 2名以上(課長、主幹、課長補佐及び係長を含む。)
- (8) 学生相談員 1名
- (9) 校医 1名

2 学校長は教務科長を教務主任に、教務科長補佐又は主任を実習調整者に命ずることができる。

組織図は以下のとおりである。

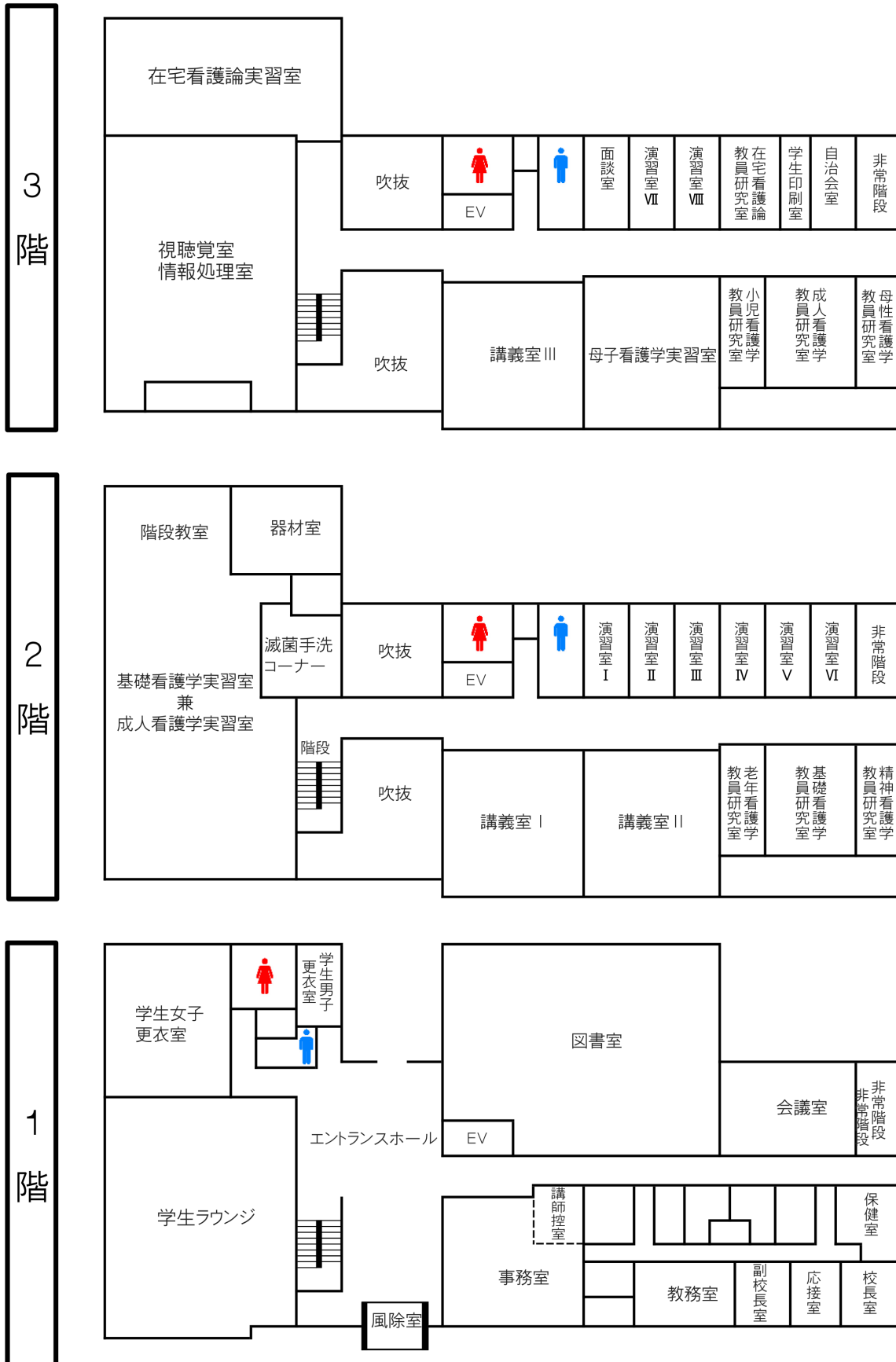


2. 財政基盤

本校の財政基盤は、公益財団法人豊田地域医療センター全体として事業計画及び収支予算が立てられ、看護師養成事業として運用されている。全体の財政状況は、事業年度毎に事業報告及び決算報告書として冊子にまとめられ法人事務部に備えられ、貸借対照表は、ホームページにて公表されている。(http://www.toyotachiiki-mc.or.jp/guide/ejn.html)

3. 施設設備

校舎平面図



4. 学校生活の支援

(1) 経済的な支援

経済的な支援については、入学時に日本学生支援機構の奨学金制度を紹介し学生が安定した学校生活を送れるよう支援している。

(2) 学修の支援

学習支援及び国家試験対策については、学生個々の学習状況を把握して単位修得できるように学年担当教員が中心になって次のような取り組みをしている。

- ・ 国家試験対策として、特別講義・外注模試を実施している。
- ・ 学習不足者へは、個別対応をしている。
- ・ 学生相談員（カウンセラー）を1名配置し、個別の相談を受け付けている。
- ・ 随時、学年担当教員が相談を受け付けている。

5. 本校に対する情報提供

本校の情報提供は、ホームページの他、年4回刊行される豊田地域医療センター広報誌「豊田地域医療センターだより」に毎号、本校のコーナーを設け学校行事の状況などを地域に情報提供している。保護者に対しては、学校行事の都度、学校全体や学年の状況などをイベント終了後に情報提供して意思疎通を図る機会としている。

6. 自己点検・自己評価体制

当校では、平成16年6月に自己点検・自己評価の規約、実施要項が作成され、「学校評価委員会」が発足されている。平成31年度、目指すべき学校づくりの一層の進展と教育の資質向上・改善及び活性化を図るため、現状を的確に把握・分析し、自ら自己点検・自己評価することを目的として「学校評価委員会」組織を再編成し年間計画を立案し学校評価の実施に至った。

VI 入学

1. 受験状況

年度生	受験者数	内 訳			入学生	倍 率 [※]	
		一般	社会人	推薦		受験者	合格者
31	165	146	11	8	40	4.13 ^倍	2.10 ^倍
30	217	196	13	8	46	5.43	2.38
29	209	181	19	9	40	5.23	2.55
28	200	166	25	9	40	5.00	2.63
27	191	156	26	9	40	4.78	2.42

※ 受験者倍率は、受験者数÷学科定員数です。合格者倍率は、受験者数÷合格者数です。

2. 入学生の状況

(1) 地域別比較

年度生	西三河北部 医療圏	西三河南部 医療圏	東三河医療圏	その他県内	県外	合計
31	21人(52.5%)	6人(15.0%)	0人(%)	12人(30.0%)	1人(2.5%)	40人
30	34人(73.9%)	5人(10.9%)	0人(%)	7人(15.2%)	0人(%)	46人
29	28人(70.0%)	5人(12.5%)	0人(%)	6人(15.0%)	1人(2.5%)	40人
28	28人(70.0%)	2人(5.0%)	0人(%)	7人(17.5%)	3人(7.5%)	40人
27	30人(75.0%)	3人(7.5%)	1人(2.5%)	5人(12.5%)	1人(2.5%)	40人

(2) 試験枠別比較

年度生	一般入試枠	社会人枠	推薦枠	合計	女	男
31	29 (26)	3	8 (8)	40 (34)	37	3
30	35 (30)	4	7 (7)	46 (37)	43	3
29	29 (27)	2	9 (9)	40 (36)	38	2
28	25 (20)	6	9 (9)	40 (29)	37	3
27	29 (21)	3	8 (8)	40 (29)	37	3

3. 学生定員確保に向けた取り組み

定員40名の入学者を確保するため、高校訪問、進路相談会への参加、オープンキャンパスの開催などを積極的に行った。

4. 学生の在籍状況

年度	4月1日現在在籍者数				退学者数				退学率
	1年次	2年次	3年次	合計	1年次	2年次	3年次	合計	
30	48	43	37	128	3	4	0	7	5.5%
29	42	39	39	120	0	0	1	1	0.8%
28	40	40	41	121	0	0	1	1	0.8%
27	40	42	38	120	1	1	3	5	4.2%
26	40	43	37	120	1	4	3	8	6.7%

Ⅶ 卒業・就業・進学

1. 卒業生の状況

国家試験及び就職状況

卒業年	卒業生 (A)	国試合格者 (合格率)	全国平均	就職者数 (B)	進学 その他	就職率 (B) / (A)	西三河北 部医療圏 就職者数 (C)	就職率 (C) / (B)
31年	37人	37人(100.0%) ※1人(100.0%)	89.3%	36人	進学 1人	97.3%	22人	61.1%
30年	37人	36人(97.3%) ※1人(100.0%)	91.0%	35人	進学 1人 他 1人	94.6%	19人	54.3%
29年	40人	39人(97.5%) ※1人(100.0%)	88.5%	36人	進学 2人 他 2人	90.0%	14人	38.9%
28年	34人	33人(97.1%)	89.4%	32人	進学 1人 他 1人	94.1%	16人	50.0%
27年	32人	32人(100.0%) ※2人(100.0%)	90.0%	30人	進学 1人 他 1人	93.8%	14人	46.7%

2. 進路指導体制

毎年4月に豊田市、みよし市の関連施設の医療機関説明会を実施している。進路の具体的行動は2年次が主となるため4月に進路ガイダンスを実施し就職活動の動きについて説明しその後インターンシップや病院説明会への参加を勧めている。さらに各施設からの募集要項を閲覧できるよう就職や進学の情報が見られるような環境を整えている。また、卒業生の就職試験受験報告書(面接質問内容)を事務室に備え、いつでも閲覧できる環境にしている。

2年次3月に就職希望調査をもとに個別面接を実施、就職先を決定し受験に臨んでいる。

3. 就職状況

主な就職先

卒業年	西三河北部医療圏											藤田医科大学病院	左を除く 県内病院	県外病院	総 合 計
	豊田地域医療センター	豊田厚生病院	鈴木病院	豊田西病院	トヨタ記念病院	加茂クリニック	三九朗病院	中野胃腸病院	足助病院	その他	小計 (地域就職率%)				
31年	7	6	4		1				3	1 衣ヶ原病院	22(61.1%)	11	2	1	36
30年	4	8	3		2				1	1 南豊田病院	19(54.3%)	8	6	2	35
29年	6	5	2						1		14(38.9%)	10	9	3	36
28年	6	4	2					1	1	1 南豊田病院 1 豊田ほっとかん	16(50.0%)	8	8		32
27年	4	5	2		1	1			1		14(46.7%)	11	5		30

4. 進学状況

助産学科への進学を志望する学生に対しては、学生の状況に応じて進学先の相談や学習支援を行っている。

5. 国家試験結果

		第108回	第107回	第106回	第105回	第104回
受験者 (名)	現役	37	37	40	34	32
	既卒	1	1	1	0	2
合格者 (名)	現役	37	36	39	33	32
	既卒	1	1	1	0	2
合格率 (%)	現役	100.0	97.3	97.5	97.1	100.0
	既卒	100.0	100.0	100.0	-	100.0
	全体	100.0	97.4	97.6	97.1	100.0
	全国	89.3	91.0	88.5	89.4	90.0

VIII 地域交流 国際交流

1. ボランティア参加状況

平成30年から地域のこども食堂と、地域の学生が連携し、子ども食堂におけるイベント開催の企画や運営に関わることで、学校と地域のつながりを創出することを目的に、豊田市のこども食堂に参加している。

また地域の老人ホームで開催される夏祭りのボランティアや豊田市が実施する災害訓練の傷病者役として毎年参加している。

2. 海外研修

直近の5年間は、ハワイへの研修で、海外の看護に触れ、日本との違いを理解し、視野を広げ看護にいかすこと目標に病院見学、現地大学生との交流、ハワイ在住の日本人ナースとの交流などを行っている。

学生たちにとっては、目的を共有し、海外といった環境に、準備から海外研修委員が主となり全員に役割分担し、グループで協力し行動することを学ぶ貴重な機会となっている。

IX 自己点検・自己評価

1. 自己点検・自己評価表

大項目	評価項目	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
I 教育 理念・ 教育 目的	1-1 教育理念・教育目的は、自養成所の教育上の特徴を示している	3	2	1
	1-2 教育理念・教育目的は法との整合性がある	3	2	1
	2-1 教育理念・教育目的は、学生にとって学習の指針になるように具体的に示している	3	2	1
	2-2 教育理念・教育目的は、実際に学生の学習の指針になっている	3	2	1
	3-1 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育内容を設定しているかを述べている	3	2	1
	3-2 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育方法をとるかを述べている	3	2	1
	3-3 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育環境をとるかを述べている	3	2	1
	4-1 教育理念・教育目的は看護・看護学教育、学生観について明示している	3	2	1
	4-2 看護、看護学教育、学生観は実際に教師の教育活動の指針となっている	3	2	1
	5-1 教育理念・教育目的は、養成する看護師等が卒業時点においてもつべき資質を明示している	3	2	1
5-2 卒業時点にもつべき資質は、社会に対する看護の質を保障するのに妥当なものとなっている	3	2	1	
II 教育 目標	1 教育目標は、教育理念・教育目的と一貫性がある	3	2	1
	2-1 教育目標は、設定した教育内容を網羅している	3	2	1
	2-2 教育目標は、最上位の目標として、教育活動のゴールが読み取れるものとなっている	3	2	1
	3-1 教育目標は、目標内容と到達レベルが対応している	3	2	1
	3-2 教育目標は、具体的で実現可能なものとなっている	3	2	1
	4 看護実践者としての能力を育成する価値と、学習者としての成長を促すための側面から教育目標を設定している	3	2	1
5 卒業後の継続教育の考え方を示した上で、教育目標を設定している	3	2	1	
III 教育 課程 経営	<教育課程経営者の活動>			
	1-1 教育課程編成者と教職員全体は、教育課程と授業実践、教育評価との関連性を明確に理解している	3	2	1
	1-2 教育課程編成者と教職員全体は、教育理念・教育目的の達成に向けて一貫した活動を行っている	3	2	1
	<教育課程編成の考え方とその具体的な構成>			
	1-1 看護学の内容について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している	3	2	1
	1-2 学修の到達について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している	3	2	1
	1-3 学生の成長について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している	3	2	1
	<科目、単元構成>			
	1-1 明確な考え方と根拠をもって科目を構成している	3	2	1
	1-2 明確な考え方と根拠をもって単元を構成している	3	2	1
	1-3 科目と単元の構成の考え方は教育理念・目的、教育目標と整合性がある	3	2	1
	2-1 構成した科目は看護師を養成するために妥当である	3	2	1
	2-2 構成した科目は養成所の特徴をあらわしている	3	2	1
	<教育計画>			
	1-1 単位履修の方法とその制約について教師・学生の双方がわかるように明示している	3	2	1
	1-2 単位履修の方法は、学生の単位履修を支援するものとなっている	3	2	1
	2 単位履修性の考え方を踏まえつつ、看護師等になるための学修の質を維持できるように、科目の配列をしている	3	2	1
	<教育課程評価の体系>			
	1-1 単位認定の基準は、看護師等に必要な学修を認めるものとして妥当である	3	2	1
	1-2 単位認定の方法は看護師等に必要な学修を認めるものとして妥当である	3	2	1
	2 他の高等教育機関と単位互換が可能な体制を整えている	3	2	1
	3-1 教育課程を評価する体系を整えている	3	2	1
	3-2 評価結果の活用における倫理規定を明確にしている	3	2	1
<教員の教育・研究活動の充実>				
1-1 教員が専門性を発揮できるように、教員の担当科目と時間数を配分している	3	2	1	
1-2 教員が授業準備のための時間をとれる体制を整えている	3	2	1	
2-1 教育課程の実践者である教員が自ら成長できるよう、自己研鑽のシステムを整えている	3	2	1	
2-2 教員が相互に成長できるよう、相互研鑽のシステムを整えている	3	2	1	

III	教育課程経営	<学生の看護実践体験の保障>					
		1-1	臨地実習施設は、養成所の個別の教育理念・教育目的、教育目標を理解している	3	2	1	
		1-2	臨地実習施設は学生の看護実践の学習を支援する体制を整えている	3	2	1	
		2-1	臨地実習指導における学生の学びを保障するために、臨地実習指導者の役割を明確にしている	3	2	1	
		2-2	臨地実習指導における学生の学びを保障するために、教員の役割を明確にしている	3	2	1	
		2-3	臨地実習指導者と教員の協働体制を整えている	3	2	1	
		3-1	学生からケアを受ける対象者の権利を尊重するための考え方を明示している	3	2	1	
		3-2	対象者の権利を尊重する考え方に基づいて、学生への指導を計画的に行っている	3	2	1	
		4-1	臨地実習において学生が関係する事故を把握、分析している	3	2	1	
		4-2	学生に対する安全教育、安全対策を計画的に行っている	3	2	1	
IV	教授・学習・評価課程	<教育内容と教育課程との一貫性><看護学としての妥当性><授業内容間の関連と発展>					
		1	授業内容は、教育課程との関係において、当該学生のための授業内容として設定されている	3	2	1	
		2-1	授業内容のまとまりの考え方を明確に述べている	3	2	1	
		2-2	授業内容のまとまりの考え方は、科目目標との整合性をもっている	3	2	1	
		3	授業内容のまとまりは、看護学の教育内容として妥当性がある	3	2	1	
		4	授業内容間の重複や整合性、発展性等が明確になっている	3	2	1	
		<授業の展開過程>					
		1	授業形態（講義、演習、実験、実習）は、授業内容に応じて選択している	3	2	1	
		2	授業展開に用いる指導技術についての考え方を授業計画等に明示し、実践している	3	2	1	
		3	授業の展開過程の他に、学生の学習が深化、発展するための方法を意図的に選択し、学習を支援している	3	2	1	
		4	学生に対し効果的な教育・指導を行うために、教員間の協力体制を明確にしている	3	2	1	
		<目標達成の評価とフィードバック>					
		1-1	評価計画を立案し、実施している	3	2	1	
		1-2	評価結果に基づいて、実際に授業を改善している	3	2	1	
		2-1	学生および教育活動を多面的に評価するために、多様な評価の方法を取り入れている	3	2	1	
		2-2	教育目標の達成状況を多面的に把握している	3	2	1	
		3-1	学生に単位認定のための評価基準と方法を公表している	3	2	1	
		3-2	単位認定の評価には公平性が保たれている	3	2	1	
		<学習への動機づけと支援>					
		1-1	シラバスの提示や学習への指導は、養成所全体としての一貫性がある	3	2	1	
1-2	シラバスの提示や学習への指導は、学生の学習への動機づけと支援になっている	3	2	1			
V	経営・管理過程	<設置者の意思・指針>					
		1-1	養成所の管理者は教育理念・教育目的についての考え方を明示している	3	2	1	
		1-2	養成所の管理者は教育課程経営についての考え方を明示している	3	2	1	
		1-3	養成所の管理者は教育評価についての考え方を明示している	3	2	1	
		1-4	養成所の管理者は養成所の管理運営等についての考え方を明示している	3	2	1	
		1-5	明示した管理者の考えと、設置者の意思とは一貫性がある	3	2	1	
		1-6	教職員は養成所の設置者と管理者の考え方を理解している	3	2	1	
		<組織体制>					
		1-1	養成所の組織体制は、教育理念・目的を達成するための権限や役割機能が明確になっている	3	2	1	
		1-2	意思決定システムが明確になっている	3	2	1	
		1-3	意思決定システムは、組織構成員の意思を反映できるように整えられている	3	2	1	
		1-4	意思決定システムは、決定事項が周知できるように整えられている	3	2	1	
		2-1	組織の構成と教職員の任用の考え方と、教育理念・教育目的達成との整合性がある	3	2	1	
		2-2	教職員の資質の向上についての考え方と対策には教育理念・教育目標達成との整合性がある	3	2	1	
		<財政基盤>					
		1-1	財務基盤を確保することについての考え方が明確である	3	2	1	
		1-2	財政基盤を確保することについての考え方は、学習・教育の質の維持・向上につながっている	3	2	1	
		2-1	教職員は、養成所がどのような財政基盤によって成り立っているかを理解している	3	2	1	
		2-2	教職員のそれぞれの視点からの財政についての意見は、経営・管理過程に反映できるようになっている	3	2	1	

V 経営・管理過程	<施設整備の整備>				
	1-1	学習・教育環境の整備について、管理者の考え方を明示している	3	2	1
	1-2	管理者の考え方に基づいて整備計画を立案し、実施している	3	2	1
	2-1	看護の専門教育に必要な施設整備を計画的に整備している	3	2	1
	2-2	医療・看護の発展や学生層の変化に合わせて、施設設備を整備・改善している	3	2	1
	3-1	養成所が設置されている地域環境との関連から学生および教職員にとつての福利厚生施設の整備を検討している	3	2	1
	3-2	学生が学生生活を円滑に送り、教職員が職務を円滑に遂行できるように施設設備を整備している	3	2	1
	<学生生活の支援>				
	1-1	学生が入学後に学修を継続できる支援体制を多角的に整えている	3	2	1
	1-2	学生が活用しやすいように学生生活の支援体制を整えている	3	2	1
	1-3	支援体制は、実際に学生に活用され、学修の継続を助けている	3	2	1
	<養成所に関する情報提供>				
	1-1	教育・学習活動に関する情報提供を関係者（保護者等）に行っている	3	2	1
	2-2	関係者（保護者等）への情報提供は関係者から協力・支援を得ることにつながっている	3	2	1
	2-1	看護師等を養成する機関としての存在を、十分にアピールする広報活動を適切に行っている	3	2	1
	2-2	広報の内容は、社会的説明責任を果たすものになっている	3	2	1
	<養成所の運営計画と将来構想>				
	1-1	養成所は明確な将来構想のもとに、運営の中・長期計画、短期計画、年間計画を立案している	3	2	1
	1-2	その実施・評価は将来構想との整合性をもっている	3	2	1
	<自己点検・自己評価体制>				
1-1	自己点検・自己評価の意味と目的を理解している	3	2	1	
1-2	実際に自己点検・自己評価を行うための知識と方法を明確にもっている	3	2	1	
2-1	自己点検・自己評価体制を整え、運用している	3	2	1	
2-2	自己点検・自己評価は、養成所のカリキュラム運営、授業実践にフィードバックするように機能している	3	2	1	
2-3	自己点検・自己評価体制は、養成所の教育理念・教育目的、教育目標の維持・改善につながるように機能している	3	2	1	
VI 入学	1	教育理念・教育目的の一貫性をもって入学者選抜についての考え方を述べている	3	2	1
	2	入学者状況、入学者の推移について、入学者選抜方法の妥当性及び教育効果の視点から分析し、検証している	3	2	1
VII 卒業・就業・進学	1	卒業時の到達状況を捉える方法が明確であり、計画的に行っている	3	2	1
	2-1	卒業時の到達状況を分析している	3	2	1
	2-2	卒業生の就業・進学状況を分析している	3	2	1
	2-3	卒業生の到達状況、就業・進学状況についての分析結果は、教育理念・教育目標との整合性がある	3	2	1
	3-1	卒業生の就業先での評価を把握し、問題を明確にしている	3	2	1
	3-2	卒業生の就業先との情報交換や調査の実施等ができる体制を整えている	3	2	1
	4-1	卒業生の活動状況を把握し、統計的に整理している	3	2	1
	4-2	卒業生の活動状況の分析結果を、教育理念・教育目的、教育目標、授業の展開に活用している	3	2	1
VIII 地域社会 / 国際交流	<地域社会>				
	1-1	社会との連携に向けて、地域のニーズを把握している	3	2	1
	1-2	看護教育活動を通して地域社会への貢献を組織的に行っている	3	2	1
	2-1	養成所の教育活動について、地域社会のニーズを把握する手段をもっている	3	2	1
	2-2	養成所から地域社会へ情報を発信する手段をもっている	3	2	1
	3-1	養成所が設置されている地域の特徴を把握している	3	2	1
	3-2	地域内における諸資源を養成所の学習・教育活動に取り入れている	3	2	1
	<国際交流>				
	1	国際的視野を広げるための授業科目を設定している	3	2	1
	2	国際的視野を広げるための自己学習に適した環境を整えている	3	2	1
3	海外からの帰国学生や留学生の受け入れ体制を整えている	3	2	1	
4	留学や海外において看護職に就くこと等を希望する学生に対応できる体制を整えている	3	2	1	
IX 研究	1	教員の研究活動を保障（時間的、財政的、環境的）している	3	2	1
	2	教員の研究活動を助言・検討する体制を整えている	3	2	1
	3	研究に価値をおき、研究活動を教員相互で支援し合う文化的素地が養成所にある	3	2	1

外部評価者の講評

外部評価の講評

豊田地域医療センター 院長 井野 晶夫

- ◆ 自己評価を行うに当たり、目標や計画の取り組み状況を評価できる項目が明確に設定されている。
- ◆ 教育活動や学校運営などについての評価では成果（check）だけの記載にとどまり、学校が今後伸ばそうとする特色や解決を目指す課題（plan）の提示が意識されていない。
- ◆ 自己点検・評価（現状把握）を行うことで教育や管理を改善するための課題を抽出し、PDCAサイクルに基づいて継続的に改善していくことは重要である。
- ◆ 設置主体である公益財団法人豊田地域医療センターが掲げる「コミュニティー・ホスピタル」の病院像は、地域包括ケアシステムの中で住民が人生の最後まで自分らしい暮らしを全うできる地域の実現を目指したものであり、現在行われているボランティア活動のほか、病院の地域活動に参加する機会を設けてもよいと思う。
- ◆ 自己評価に際しては教育を受けた学生に対するアンケートや就職先病院からの卒業生に関するアンケートを実施し、その結果を考慮して目標や計画を設定することも必要と思われる。

外部評価の講評

公益財団法人豊田地域医療センター 副理事長 杉本 吉行

1. 教育目標・教育方針

建学以来「慈」の精神に則り、心身の調和のとれた社会人としての人間形成をと地域に根ざす看護師の育成を目指すという教育理念の基づき6項目の教育目標を掲げている。教育方針としては6項目設定され、自己研鑽や自主的な行動力を育成する教育方針は評価できる。海外研修やボランティアを通じて国社会的・国際的な視野を広げること目指しており、社会人となってから役立つ内容です。

2. 教育課程

基礎分野で科学的思考力やコミュニケーション能力を高め、「人間とは何か」「生命とは何か」を考察することはその後の看護学の実践に不可欠と思われます。

専門分野Ⅰ・Ⅱでは看護の対象とその特性、目的を理解し、小児、成人、老年、母性の4つの看護学を組み立てることを目標としている。精神看護学においては人の「こころ」を理解することが重視されている。

臨地実習は基礎分野、専門分野Ⅰ・Ⅱ、統合分野で習得した知識、技術を実際の場面で実践的に看護を展開できる内容を明示できるとよいです。

海外研修は海外の医療事情・看護事情を実際に触れることができ、広く社会に目を向けて看護学を考える機会になると思われます。

3. 教授・学習・評価過程

カリキュラム構築にあってはその過程を教職員会議の議事録等を示すことが望ましい。

目標達成への評価では教員の自己評価を示すとよい

4. 経営・管理

経営・管理体制の現況が示されているが、問題点を提起するとよい。

5. 卒業・国家試験等

国家試験合格率が97.1～100%と高いのは教職員の指導の賜物と評価できます。

6. 自己点検・自己評価体制

学校評価委員会が議事録を示すとよい。

今回、初めて外部評価者の講評を受けると伺いました。看護専門学校として今後も発展していくために自己点検・自己評価することは重要なことと思われます。貴校の益々の発展の一助になれば幸いです。

学校評価委員会委員

学校長	翠 健一郎
副学校長	上村 精子
事務長	小山 進
教務科長	岩田 正美
事務課主幹	三宅 則克
科長補佐	市川加代美
科長補佐	吉田 史

豊田地域看護専門学校
第1回 学校評価報告書
令和2年8月 発行
編集 学校評価委員会

